

の税務当局がこの規定を濫用しないという保証は、私は何もないと思う。非常に危険な規定だと思ふのでありまして、一体実際に今までの規定で、どうして間に合わなかつたのか。単なる名義人であつて、実際は違ふのだということとは従来の職権でも調査することができ得るじやないか。この規定を設けることによつて、一方的にその認めるという力を税務当局の方に与えることになりやしないか。非常にそのことをおそれるのですが、その濫用を防止し得るようなはつきりとした保証が、どこにあるかという点をお伺いします。

○後藤政府委員 従来はこの規定がなかつたわけでありまして、この規定がない場合には法律上の疑義があつたわけでありまして、実際に名義貸しをしてゐる場合には、はたして課税できるかどうかという問題があつたのであります。そういう問題のケースを調べてみますと、多く無資産者に名義を貸しまして、そして脱税をはかうというものが多かつたのであります。これを設けますと、名義貸しの場合も実態課税主義で、実際に事業をやつてゐる者に課税することになるわけでありまして、そういうものはごくまれな例であります。一般の中小企業の方々は、そういう形式で事業を営んでおられるのではなくて、普通にやはりほんとうの法律上の名義人と、事実上の名義人とが同じ場合が大多数であります。ごく少数の、しかも料飲関係の事業とか、その他特殊な事業の中で、こういう形態をとつておられるのがありますが、そういう方々だけの問題でありまして、しかもこの規定を用いなくとも、大部分の場合には実態課税ができるのであります。

ます。私は、この規定を置くことによつて、かえつて負担の均衡をはかり得る、むしろ今までになかつたのがおかしいのではないか、かように考える次第であります。

○西村(力)委員長代理 本案に対する質疑は午後続行することにいたしましたので、ただいま大蔵大臣が出席されましたので、これから地方自治法の一部を改正する法律案及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案の両案を一括して議題といたします。両案についてはすでに一応の質疑を終了いたしましたのでありますが、質疑があればこの際これを許します。

○藤田委員 大蔵大臣の出席がありまして、この際数点にわたりお尋ねしたいと思ひます。

まず第一点は、現在地方財政は非常に困窮しております。平衡交付金とともに地方債を起すことが、地方自治体の財源として非常に有力なものになつておるのであります。この際におきまして、地方債の許可に関する手続が、非常に煩瑣であるということが長年唱えられて参つておるのであります。シャウプ博士体制下の現状におきましても、この批判は一向に払拭されないものであります。この問題に関しましては、当委員会におきまして、特に重大な関心を持つて審議中であります。この際この地方債を起すことに關する手続の簡素化、あるいは責任の所在の明確化等に関しまして、大蔵大臣の率直な意見をお伺いしておきたいと思ひます。

(西村(力)委員長代理退席、委員長

着席)

○小笠原國務大臣 この問題につきましては御意見のような次第もよく承つておりますので、できるだけ手続を簡素化するようにとつて、先般来両省の事務当局でそれと相談をして、たとえばある限度を設けたとかいう、非常に都合が悪いといふ点があるのではないかと私は考えます。今後は一層運用上簡素化したしたいという心持は持つております。

○藤田委員 事務当局のお話があつて、自治庁の幹部が、それに了承を与えたいという風評を伺つております。この問題は国会として重大な関心事でありまして、私はいささしくお聞きしたいと思ひます。御存じのこと、国会の決議に基きまして、資金運用部資金の一部、簡保その他が昨年から郵政省の運用に分離されたのであります。厚生省関係にもかかる保険金があるものであります。今後大蔵大臣としましては、厚生省等の要求があれば、これらも分離運用される方針でありますか、この際お伺いいたします。

○小笠原國務大臣 実保のときもいろいろいきさつがあつたことは御承知の通りであります。ただいまのところ実は厚生省関係の分につきましては、まだ特別な考えをいたしておらない次第であります。

○藤田委員 そこでこの国家財政資金を掌握されておられる大蔵大臣としましては、ことし全国自治体約八千五百億の予算を計上されておられて、この予算の執行は大蔵大臣として重大な関心事であると思像するのであります。従つて自治体が重要な財源とする

地方債の問題に関しまして、当然かねて関心を持つておられると思うのであります。産業投資等に関する手続に比へまして、自治体に対する起債の手続については、事務当局の話し合いがあつたとは聞いておりますが、大蔵大臣としましては、何かここで根本的に再検討する必要があるのではないかと私は考へております。これはかねて吉田総理が行政機構の整理といふことを、大きな表題に掲げられて政権を担当されておりましたので、何か積極的な意見を、この際お伺いしたいと思います。

○小笠原國務大臣 実は先ほど申し上げた通り、事務当局で打合せた際に、そういう趣意からやつておりますので、たとえばその打合せのうち、地方債の都道府県、五大市の公算する分については、総額にわたつてのみ大蔵大臣に協議すれば足る、あるいは事業の許可願ひ等も事後に報告すればよい、こういうふうな打合せをしておるような次第でもございまして、なお御趣意の点もございまして、事務の取扱ひ上、あつた限り簡素化したしたい、かように考へております。

○藤田委員 その最後の御答弁でありましたが、あつた限り簡素化したといふのを、もう少し具体的にこの際御意見を發表願へれば、当委員会としても方針をきめるのに、非常に有利ではないかというように考へております。

○小笠原國務大臣 これも率直にお答え申し上げますが、事務当局が手続をどう扱つてゐるかといふことの詳細を、私は聞いておりません。ただ地方債があつた場合こういう処置をとつておることは知つております。そういう手続を今申し上げたようにできるだけ

簡単にやらせるということ、その手続につきましては、もう少し事務当局同士をして打合せせしめまして、御趣意に沿つた。私は、実は地方債の事務を自分でやつておられないので、どういふ点をどう省くかと仰せられると、これも率直な答で恐れ入りますが、そこまで私は具体的に申し上げることはできませんが、御趣意のところはよくわかりますから、その辺のことについて、言葉としてはできるだけという言葉になりますが、簡素化した、い、こういうふうに考へておる次第であります。

○藤田委員 事務当局で話し合はせるということになりますと、実は当委員会におきまして議員立法でもこの問題を処理したいといふ有力な動きがあるのに対して、まだ政府当局で処理ができていないといふことを裏書きされるような御答弁でありまして、そうならば法律化されるという問題が、当然関連して考へられるのではないかと申ひまして、今の御答弁を重大と思ひますので、重ねてお伺いしますが、地方債を許可することは、自治庁長官の専管事項、権限である、責任である。そういう観点からしまして、大蔵大臣はただ資金運用部資金の掌握をされておるという面から、権限問題が起きておるわけでもございまして、私は自治庁長官を信頼されますが、この問題は大体解決するのじやないかといふふうな考へております。もちろん大蔵省にいたしましては、預金部長官制度以来、この資金運用部資金に關しましては重大な関心を持つて、歴大な機構を持統されて参りまして、現在でこそ資金課という小さい課に縮小されてはお

ります。この際、長年党人として議
会政治に練達されておる小笠原大蔵大
臣は、在任中にこの問題を根本的に解
決される熱意がありまうかどうです
か。もしこれが具体化しないというこ
とになれば、どうしてもわれわれは国
会として、この問題を根本的に法律に
よつて処理するよりほかないじやない
かということも、考えなくてはならな
いというはめになるわけでございま
す。この点をどういふようでございま
すか、重大でありますので、もう一回御質
問しておきます。

○小笠原国務大臣 許可といへば、許
可と融資との関連でございす。この
点につきまして、大蔵省としましては
つぱり全体の資金のことも考えなけれ
ばなりませんけれども、実際地方債の
個々のものについて、今申し上げた通
り大体届出でもいというくらいな考
え方を持つておつて、現に大きいこ
ろには、そういうことをしておるの
でございす。今私が申し上げた意
味は、今まで事務局で話合いがつか
ないものを、私が進んでひとつ話合
いをつけさせて簡素化したい、こうい
ふうにとつていただいたら、私の心持
が一番よく表現できるのじやないかと
思ひます。

○藤田委員 最後に一点、大蔵大臣の
大体的気持はわかるような気がいたし
ますが、この五大市の起債の問題な
ど、少し大臣の誤解があるようござ
います。なるほど種目別には、水道に
幾ら、ガス事業に幾らというふう
に、五大市に關しましては種目別に地方債
の問題をまかせてはおります。おりま
すが、わくの問題で、実は五大市の要
求額の何分の一、何十分の一という状

況でございまして、無制限に地方債を
起すことをまかせておるといふ意味で
はないのでありまして、この点に關し
ましては、大蔵省が非常に重大な関心
を持つて、相当事務的な干渉をしてお
るといふのが実情であります。干渉と
申しますか、従来五大市と密接な關係
を持つて、この地方債の査定に當つて
おるといふのが真相でありますので、
この点に關しまして、ただいま大臣
から、事務的に処理できない問題は、
ひとつ大臣としての自分の責任にお
いて、政治的に、大所高所から徹底的に
解決したいというふうにお答えがあ
つたように承知しますが、それでよろ
しゅうございすか。もし政治的に徹
底的に解決するということがなれば、
大体いつごろまでに解決される見通し
でありますか、この際お伺いしまし
て、ほかの委員諸君の質問もありま
すので、私の質問を終りたいと思ひま
す。

○小笠原国務大臣 今お話の点は、実
は私もちよつと誤解したことは仰せの
通りであります。それは公算分につ
いて申したのでありますから、自然そ
うなつておりますが、大体今の簡素化
することは、これはきわめて必要だと
私は考へておりますから、これはい
つと言わず、できるだけ早くやりた
い、こういうふうな考へておる次第で
ございす。しかし取扱ひの上は相互
に、やはりこちらだけきめるというわ
けに行きませんので、私どもは自治庁
長官とも話合ひまして、問題をきめて
参りたい、かように考へております。
帰するところは手続の煩瑣を避けられ
ばいいのであらう、こういうふうと思
ひますから、そういう趣旨のもとに、や

はり国としては一つの資金部資金運用
の計画は持たなければなりませんけれ
ども、手続の問題については、そうい
うふうにできるだけ簡素化したい。こ
の点についての話合ひが、従来事務当
局でつかつかた点があれば、これを
私ども二人の間でつけた。きわめて
率直なお返事を申し上げて恐縮です
が、そういうふうな考へております。

○中井委員 門司亮君。
○門司委員 大蔵大臣がおいでになつ
ておりますので、今の藤田君の質問と
大体重複するかと思ひますが、まず率
直に聞いておきたいと思ひますこと
は、今できるだけ早く事務局として
は話合ひをさせる、こういうことで
ございす。実は大蔵省の出先でありま
する官庁が、地方の起債に對してい
る意見を申し述べておることは、こ
れも大臣は率直に御承知だと思ひま
す。法律の建前から行きますと、市町
村の分については都道府県知事、それ
から五大市並びに府県の方は自治庁長
官に責任のあることが、明確に書い
てあります。従つて私は起債認可の責任
者は知事並びに自治庁長官であること
に解釈して間違いないと思ひます。そ
うなつて参りますと、大蔵省は単に金
を出す方の側であるから、合議とい
いますか、協議をするというのがござ
います。にもかわらずこれが単なる協議
の範圍を越えておるといふところが、
私は今日問題になつておることだと思
ひます。従つて当委員会といたしまし
ては、今日までの大体的空氣といいま
すか、意向といたしましては、これが
非常に地方の自治体の行政の面に、い
ろいろな災ひをしておる、たとえば一

つの起債認可の申請をいたしますに
も、まず県庁に出す、さらに大蔵省の
事務局にこれを出して、両方の承認を
得なければならぬ認可が下りない。
人間でございすからその間において
苦勞があるものでありまして、そうい
う点についての問題を非常に起して
おる。これの改正をしたいというのがわ
れわれの本旨でございす。従つて地
方の行政事務の簡素化ということが、
一つの大きな問題であると同時に、大
蔵省の、私は権限外とはあえて申し上
げないのでありますが、権限外にひと
しい干渉をしておる、これの撤廃をし
てもならぬやうなうぬ。大臣は御存
じかどうか知りませんが、今日の九州
の水管の事態にこれが現われておる
と思ふ。水管に對してはも應急に処置
しなければならぬことはわかつてお
るが、しかし金の分配あるいは起債等
が、この次に出て参りますならば、必
ず知事の意向と大蔵省の意向とが、相
一致することがないのではないかと
いうことを考へて参りますと、この罹災
の土地に對しても、やはり一つの障害
ができて来るように私は考へられるの
であります。従つて今のうちにわれわ
れとしてはそういう障害のないよう
にしておきたい。大蔵省にとつては、こ
れは重大な問題だと思ひますが、しか
し地方の自治体の事務の簡素化と、さ
らに適正な起債の配分等については、
われわれの考へ方では、どうしても今
の大蔵省の財務局の行き方というもの
は、行き過ぎがあるということを考へ
ております。従つて、いわゆる自治法
の二百二十六条ないし二百二十七条に
あるこの規定によつて、そしてこれを
やや制約いたしておりますものが、御

存じのよう二百五十条でございす
が、この二百五十条は、この法律を制
定いたしました当時の状態から見て参
りますならば、日本の経済組織として
十分なる手当のでないときに、地方
の知事並びに自治庁の長官だけで、こ
れが認可をするといふことは本旨では
あるが、しかし一応大蔵省との合意の
上で行ふことは、政令にこれを譲つて
いるのであります。この法律のできた
いきさつも、そういういきさつを持つ
ておりますから、従つてもう今日、敗
戦から約八年になる今日、こういう占
領中の応急措置としてできた法律の条
文等に対しては、もう私も改訂の
時期であると思ひますのであります。従
つて率直に大臣からひとつ、そういう
煩雜な手続法については、改正の時期
であるかといふことの御感想が
伺えれば、非常にけっこうだと思ひま
す。

それからもう一つ、前段に申し上げ
ました、さつきの藤田君の答弁に關し
て、できるだけすみやかにというお話
であります。われわれといいたしまし
ては、大臣のきょうの答弁いかんによ
つては——これは決して大臣をおどか
すわけではありませんが、一応法律的
の解決を見なければならぬという段
階に差迫つておりますので、実は大臣
の御出席を願つたのでありますから、
この点ひとつ率直に御答弁願ひたいと
思ひます。

○小笠原国務大臣 政府資金貸付者
としての責任もあるものですから、その
点は一応大蔵省の立場も考へなければ
ならぬと思ひますが、しかしこれはそ
れだけの立場でありまして、それがた
めに地方自治体の起債その他に非常に

不便なことがあり、あるいはまた手数が煩雑である、あるいは今お話になつたような、財務局が行き過ぎがあるというように、このあたりは、この行過ぎ等については、十分これを是正して参りたいと考えております。もしこれは、こういうことがあるじやないかという具体的な事例等をいただければ、そういう行き過ぎのないように、これは十分措置いたします。ただ今のよう資金貸付者としての責任もあるものでございまして、一応のことは調べることもございまいし、それが行き過ぎとなつて、いわゆる事務の簡素化を妨げ、地方の起債等に非常な不自由の事情を生じましては本意ではありませんから、この点は十分事務の簡素化に向つて努力をいたしたいと考える次第でございまして。

○門司委員 さつきの藤田君の答弁と同じであつて、私は了解に苦しむのであります。抽象的な答弁でなくて率直に言つてもらいたいと思ひます。もし行き過ぎ等があるなら、例示してほしいと言われましたが、それなら私も率直に申し上げますから、これは大臣も率直に認めてもらいたい。つまり私どもの観点から言いますと、今日各府県にある財務局、これの仕事の内容にも関係はしないかと考える。そこで地方事務を簡素化しますと同時に、やはり中央の行政もこの際簡素化した方がいいじやないか。つまり地方に出先機関があつて、それが地方の行政事務を非常に複雑化しているとするならば、やはりそういう出先機関をやめるといふことは当然じやないかと思ひます。が、その辺に対しては一体大臣はどう考えになりますか。

○小笠原国務大臣 これは大体現地にある方が、一々中央へ持つて来るより楽じやないかという点から起きていると思ふのであります。しかしそれあるがために弊害があると思ひます。その点については十分考えてみます。○門司委員 もう一つこの機会に聞いておきたいことは、さつきも藤田君に對する答弁がありましたように、資金運用部の資金は非常に重要な資金であることは間違ひありません。この資金の性質から申しまして、当然でなければなりません。この際私は大臣に、これに關連を持つておられますこと、お伺いしておきたいと思ひます。これは、資金運用部資金の使用の問題であります。が、地方の自治体から考えてみますと、現在の資金運用部資金というもののほとんど全部は、地方住民の零細な積立金であるというところに私は間違ひがないと思ふ。従つてやはりこれが地方の住民の福祉のために使われるような施策は、私は当然とらるべきであると考え。ところが現在の資金運用部資金の運用の内容を、これは大蔵省の発表でありますからそのまゝ申し上げますが、大蔵省側の発表によりますと四千九百八十二億であります。大体約五千億ある。その中の二千四百億ぐらゐのものが地方債にまわつておつて、残りのものは国債に約六百億、金融債に約八百六十億、その他は産業投資というふうな形で使われている。こういう事実でありまして、私は金融債あるいは産業投資に使われている分につきましては、これは大蔵省は十分に監督すべきであると思ふ。たゞ国家的大きな事業でありまして、それは私企業であることに間違ひがござい

ません。従つて私企業にこれが資金として与えられている分については大蔵省の監督は、私は十分過ぎるほどの十分であつてもつけようだと思ひます。しかしそれと同じような考え方で、地方の自治体の起債に對して役人は當つていふやうであります。今まで局長あるいは次長の答弁を聞いてみますと、この金は非常に大事な金であるから、十分これを監督する必要があるから、という答弁ばかりいたしてゐる。私は大蔵省の出先といひますか、あるいは大蔵省自体もそうであると考えますが、物の考え方が、単に重要であるからといふことで、私企業と公共体の區別をわきまえないで、そして單なる、窓口を言えば金貸業者のような考へ方で、地方自治体の事業の内容にまでもくちばしを入れて、そうしてこういう仕事については、こういうものは貸し出すことは困難であるとか、多いとか少いとかいふ意見をさしはさむと自体が、私はきつめて行き過ぎだと思ひます。私はこういうことが大きな気がねになつてゐると思ひます。もしそういうことがあるならば、大臣はひとつ報告してもらいたいといふことでございまして、もしありましたら、一体大臣は断固として処置をおとりになる御意思であるかどうかといふことを、この機会にはつきり聞いておきたい。

○小笠原国務大臣 今お話の点でございしますが、実は国全体としてこの資金を、国の必要に応じて最も効率的に使用したいといふことで、いろいろな手續を経まして、審査会等を経て資金の配分をいたしてゐる次第でございまして、ただ今地方債の問題についてお話がござ

いしましたが、それらについて著しく行き過ぎの点等ございしますれば、これはもちろん私の方で、十分これを戒めることは当然の責任と考えております。○北山委員 行き過ぎの話が出ましたので、私の知つてゐる実例を申し上げたいと思ひます。地方の市町村がかりに水道の起債などをお願いしますと、市町村が地方事務所にも頼まなければならぬ。それから県の地方課に頼まなければならぬ。また県の衛生課に頼み、地方の財務部に頼む。それから今度は建設省の水道課に行き、それから厚生省の水道課、さらに自治庁、大蔵省の資金課といふことになるわけでありまして、それからなお国会を入れますと、九箇所くらいを経由しなければならぬ。それにみなお願いしてまわらねばならぬ。それで最後に大蔵省へ参つたときには、總体のわくとしてこれを貸すか貸さないかといふことの決定だけでいいと思ひます。ところがそこへ参つて、やはり図面を上げて、そして揚水場はここに作るのか、あるいはパイプはどうであるとか、タンクはどうするとか、そういうこまかい事業の内容まで審査を受けるわけでありまして、こういうことは、すでに厚生省なり、あるいは建設省の水道課の当該の事業官庁において、その計画が適切なやいなやといふことは、十分審査を受けるのでありますから、大蔵省へ行くまでそんな詳しい審査を受ける必要はないのじやないか、こういう事実があるわけでありまして、これを大臣は行き過ぎであるとお認めになるかどうか、それをお伺いいたします。

○小笠原国務大臣 公益事業でも収支の關係については、地方債を出すにつぎましても、一応どういふふうになるかといふことを調べなければならぬことは、これは私ももしなければならぬ責任だと思ひます。だがしかし今お話を聞いたような点について、ちよつと事務当局に聞いてみると、むしろ陳情においでになつて、これ／＼だといふ例は少いに出して、これ／＼だといふ例は少いのだ、こういうことを言つておられますが、もし事実そうでなかつたら、これは私の監督の足らぬ点ですから、一応よくその辺を……

○北山委員 そういうことになると、なぜ陳情しなければならぬかという根本論まで言わなければならぬこととなるわけですが、そういうことになると、結局先ほど門司委員が言われましたように、總体の地方債に對する資金運用部のわくが逐次減つておる。たとえば昭和二十五年におきましては、一〇〇％運用部資金をまわしてくれ。それが年々減りまして二十六年には九四％、二十七年には八八％、二十八年には七七％というように資金運用部の金が、地方債を引受ける分がだん／＼減つておるわけですが、そうしてそれが金融債とかその他の産業資金の方にまわつておるといふことになりまして、結局地方団体としては、どうしても地方の住民の福祉のためにはやらなければならぬ仕事、従来の地方自治体の内容が貧弱であつたために、仕事がつたつておる。しかも戦争中の滞りもあるといふようなわけで、水道その他の仕事をたくさんやらなければならぬわけですが、わくの方が狭まつておりますの

で、そこでどうしても競争になりま
す。この根本を改めてもらえば陳情が
なくなるわけです。ですからその根本
のところへまたもどって行くわけです。
どこの団体でも陳情をしなくてはな
らぬのはありません。たつた五万円く
らいの金を借りるのに、今申し上げま
したような、たくさん官庁を経由し
てお願いしてまわるといふような地方
の市町村の実情をよくお認めを願つ
て、そうしてこの問題の簡素化といふ
点については、特段の御配慮をいただ
きたいと思ひます。

○小笠原国務大臣 よくわかりまし
た。私は自分も陳情して歩いたことも
あつて、それはまったく仰せの通りで
ありまして、こちらから呼び出したと
いうことはないかと言われても、やつ
てもうらうためにそういう必要がなく
なることは一番事務簡素化のもので、そ
の仰せの点はよくわかりますが、ただ
全体として申しますと、実はどうい
うところでわくをきめるかという問題
は、いろいろ資金運用部の委員会等
もありまして、そこへ諮つて全体的に
日本の国の資金を最も効率的に使う、
こういう方面で出しておるのでござ
います。配分をいたしておるのでござ
います。しかし年々そういうふう
に地方債が減つておるのではないかと
いうことについての御意見はよく承り
ましたから、さらに今度の運用部のこ
ういふ会議にはそういう御意向も伝え
て、俗に言う善処することにした
と考へております。

○中井(徳)委員 先ほどからいろいろ
起債の問題についてお話がありました
が、これはどうも根本問題を突は大蔵
省のお役人あたりによく御了解ができ
てないから、こういう事態になるので
はないかと思ひまして、先ほどの大臣
の御返事の中に、ちよつとそういうこ
とがあつたと思ひますが、大体地方に
おいて起債をするといふこと、このこ
とについて原則的にそのことが正しい
かどうかとか、あるいはそういう金額
まで起債すべきでないといふことを
決定いたしますのは、その自治体の議
会でありまして、それを監督するのはそ
の住民なんでありまして、大蔵省には
何も監督してもらふ必要はない。私ど
もははつきり申しますと、別に許す
とか認可とかいふ問題、この許可の問
題につきましても、もういらぬ段階に
あると先ほど言つております。やうな次
第でありまして、そういうことまで大
蔵省で、とよく言うてもらふ必要はな
い。大蔵省は資金の面からだけであり
ますと、各市町村において決定を見ま
して、それを持つて行つて、そのとき
初めて問題にすべきであつて、最初か
ら何百億とか多いとか少いかいという話
も、実はおかしいと私は考へておるの
であります。大蔵大臣は国家財政は大
いに黒字であると誇つておられますけ
れども、日本全体といひましては、
国家財政と同じぐらしい額になつてお
ります。地方財政を過去四、五年間赤字
のままにしてはつておいて、そうして
ただ国の財政だけは黒字であるといふ
ふうなことを言つたつて、実はナンセ
ンスだと私も考へておる。国全体
としての国家財政並びに地方財政全体
として黒字になる、赤字になるという
ことにおいて、初めて私は日本の財政
全体をながめることができると思ふの
であります。そういう次第でありま
すから、今の内閣におきましても、も

ういいかげんに地方分権にのつとりま
す主権在民のための地方分権の確立に
邁進しております日本の憲法の建前
を、もつと素朴にあらにになりまし
て——今の地方分権は終にかいたもち
でありまして、ちつとも財政的な裏づ
けはないのであります。このことにつ
いて私はもつと大きな目から改正をや
つていただくだ段階に入つてゐるの
ではないかと思ふのであります。大蔵省は
そういうささいなことを、何県の何村
の何とかの消防ポンプを一台といふ
うな、そんなことまでやらなくてよろ
しい。もつと大きな問題とつ組んで
いただきたい、私はそう思ふのであり
まして、どうも歴代の内閣ことに吉田
さんはいつとも行政整理、行政整理と
つしやつていますが、下の方はどん
どん機構がふえて参る。先ほどから門
さんや同僚の御質問にもありましたよ
うに、何とか財務局といふものがあり
まして、近ごろでは県の地方課よりも
おれの方へなぞ先に書類を出さぬかと
か、おれの方があつたからさういふこ
とはやるわけに行かぬとか、あらため
てまた来てくれとか、たいへんであり
ます。これは大臣がよく御存じないと
思ふのであります。もうさういふこ
とはいいかげんにやめなさい、私はそ
ういふ意見を持つておるのでありま
す。

○難尾委員 大蔵大臣と自治庁の政務
次官、両方に御答弁願ひたいと思ひま
す。先ほど来同僚の諸君から、いろいろ
大蔵大臣に御質問申し上げておるの
であります。この問題は野党の諸君だ
けのお考へではないのでありまして、
われ／＼与党の委員といたしまして
も、まつた／＼同様な心持を持つておる
次第であります。従ひまして今回のこ
の地方自治法の一部を改正する法律案
につきまして、この委員会におきまし
ては全部の委員が同じ心持を持ちまし
て、従来の起債の手續のあの煩わしさ
というものをひとつ払拭いたしまし
て、なるべく地方の人たちの便宜をは
かつていただきたいといふことにつ
いて同じ希望を、しかも切実な希望を持
つておるわけでありまして、それにつ
きましては、先般大蔵省の事務当局あ
るいは地方庁の事務当局との間におき
まして、いろいろお話し合いを願つた
わけでありまして、ずいぶん長い間ひ
まがかりました。そのために法案の
審議も非常に遅らして参り、もはや日
にちも幾らもないわけですから、今さら
われ／＼が法律をどうする、こうする
といふのは事実問題としてなか／＼時間
がありません。しかし昨日お示しを願
ひました事務当局間のお話し合いとい
うのは、われ／＼といたしましてはま
つた／＼満足のできないものです。そ
で本日お忙しい大蔵大臣を煩わしまし
ていろいろとお尋ねいたしますのは、
われ／＼がこの法律を修正して
も、この問題を解決したいといふ、そ
れを大蔵大臣の御答弁によつてこの際
はひとつ見送るうか、実はさういふ考
え方を持つておるのであります。従
ひまして、この問題につきましても、あ
るいは起債の申請をする金額の限度の
問題と申します。金額についての問
題もございまして、その他いろいろ
二重行政の弊を除かなくちやならぬ
という問題もございまして、これら
の問題について次の国会までの間に
は、何とかひとつ目鼻をつけていた
だなくちやならない。そういたしま

んと、この委員会としては、きまりが
つかないといふことにもなつて参りま
すので、どうかひとつ皆さんの御熱望
のあるところは、おくみとりをいた
さまして、あらためて誠意のある御答
弁を願ひたいと思ひます。

○小笠原国務大臣 難尾委員の仰せに
なる点、まことにこもつともありま
す。私どもも、先ほど申し通り
の問題については、かねてから事務当
局で打合せをしてもらつておつて、あ
る程度の了解に達したのであります
が、しかしそれでも今お示しになつた
ようないろいろ事務の簡素化等が免れ
ないといふお話がございましたので、
それで私どもは、さういふことでは御
趣意にも沿ひかねるようにも思ふか
ら、私として今なお解決せぬ点につ
いては、ひとつ解決をして参りたい、
さうやつて事務の運用の上で御期待に
沿ひたい、かような心持でさつきから率
直に私の心持を申し上げておる次第で
ございまして、どうかその辺を御了承を
お願いいたしたいと存じます。

○青木(正)政府委員 ただいま難尾委
員のお話でありまして、私どもも先般
来の委員会の皆さんの御意向を十分体
当りたといふことで努力して参つた
わけですから、しかし御承知のごとき委員会
の方の御希望も、大体の日程を限つてあ
りましたので、その日限の範囲内にお
いて話し合いのできることを一応話
をつけまして、御報告を申し上げてお
る次第であります。しかしながら事務
当局の折衝した結果をもつて、私ども
決して満足しておるのではないのであ
りまして、当委員会の意向も体し、ま
た自治庁側の考へもありますので、さ

らに大蔵省とも折衝をいたして、できるだけ御期待に沿うようにせなければいかぬ、かような考えに立ちまして、一応事務局の折衝の結果は結果といひまして、引続きこの委員会の希望を結成するようにせなければならぬ、かように考えまして、実は今朝も愛知政務次官とさらに一歩進んだ問題につきましても、いろいろと協議をいたしておるような次第でございます。ただしし日限に限りがありますので、折衝には若干の時間を要するということで、現在の段階におきましては、事務局の折衝した程度であります。が、私どもはこれをもつて満足することなしに、さらに大蔵当局とも十分折衝して御期待に沿うように努力して参りたい、かように存する次第であります。

○藤田委員 ただいまの問題は当委員会として非常な関心事でありまして、私どもはかねて郵政大臣兼自治庁長官ということに對しまして、非常な不満を抱いておるのであります。ところが本日は大蔵大臣が出席されて、自治庁長官たる塚田氏が出席されないということは、どういふ理由があるかはつきりしませんが、実に不愉快であります。ただいま青木政務次官から御答弁がありましたが、私どもは自治庁側の最高責任者の御答弁をいただかない間は、自治法の問題に關しましては、何ら最後の決定ができないということをおこす、ここではつきり申し上げておきます。かくのごとき重大問題に關連しまして、終始一貫大臣の出席がないというところは、非常に遺憾であるということだけを本日申し上げまして、もし国会が閉会になるまで、自治庁長官が現

在の態度を續けておるとすれば、私は当委員会各派に連絡いたしまして、適当な措置を考えねばいかぬじやないか、かように考えておるということをおこす、ただいまの御両人の答弁に關連しまして率直に申し上げまして、政務次官からも適当に御連絡を願いたいと思ふ次第であります。

○青木(正)政府委員 ただいま藤田委員のお話、まことにごもつともでありまして、十分了承いたしております。実はきよう十一時半から、参議院の方で平衡交付金関係でもつて、予算との関連で大臣に出るということ、あちらに参りましたのですが、ごもつともでありますから、大臣に連絡いたしまして、必ず出席するように申します。

○中井委員 それでは自治法に關する質疑は、この程度でよろしゅうございませぬ。——それでは自治法に關する質疑はこれをもつて終了したものと認めて御異議ございませぬか。

○中井委員 御異議なしと認めます。よつて自治法に關する質疑はこれをもつて終了いたしました。引続き税法の改正案につき質疑の続行をいたします。

○北山委員 先ほどの七百四十二条の二及び七百七十六条の二の質問を續行します。

この実質課税の規定は、先ほどの御説明がありました、その根本となつておる、原因になつておるところは、二十五年の税制の改正によりまして、どうも法人が非常に優遇されるようになった。そこで中小企業におきましても、株式会社であるとかあるいは組合であるとか、そういうふうな法人の形

をとるようになって来た、それは当然のことではあります、そういう原因をつくり出して、そしてその結果として今度は出て来た、これは困るというので、このような実質課税の規定をつくつてこれを捕提しよう、こういうふうな経過になつておるわけでありませぬ。問題は、法人に對してそのような優遇措置をとつたという原因をつくつたところに、私はあるのだと思ひます。そこでこの問題の解決にはそういう法の改正なり、あるいは企業組合等におきましては、組合の規定の改正なり、そういう方法でそれを、もし悪いことがあれば正すべきであつて、このような規定を新設することによつて、実質課税を一方的に認めるというふうな特權を、税務当局に与えるというふうな行き方に對しては、非常に疑問があると思ふのですが、いかがでしょうか。

○後藤政府委員 二十五年の改正が法人に非常に有利であつた、こういうふうな御意見は私もたび／＼承る御意見であります、その法人に非常に有利であることから、こういう規定が必要であるということではなくて、個人の形においても、やはりこういう名義貸しの形において、いろいろ脱税をはかつておるという例があるのではありませんか。おつしやいりました企業組合等の問題は、直接にこの規定そのものの問題ではない、私どもは考えております。私どもは先ほども申し上げましたが、たとえば料飲業等におきまして、名義貸しの形において脱税をはかる者があつて、そういう者に課税をしなければ、一般のまじめな方々との負担の均衡がとれない、こういう意味からこういう

規定を設けたのであります。企業組合そのものに直接關係した規定ではないと私は考えます。

○北山委員 ただいまのお話のようでありまして、個人の名義貸しの場合などは、從來などでもたくさんあつたわけですから、しかし今に至るまでこういう規定なしに進んで来ておる、どうして今度こういう規定を新たに設けなければならぬか。今まではそれで間に合つておつたじやないか。ですから私はどうしてもただいまのお話には納得がいかぬが、むしろやはり所得税法の中にもたくさん論議されておりますように、いろいろ／＼な小さい組合あるいはそういうふうなものを追求するに、都合のいいような規定を設けなければならぬという課税上の便宜から、この規定を設けたのじやないかと思ひます。

そうしますと、ただいまのお話のよう、非常に質の悪い脱税をやつておるものを捕提することはできるかもしれない。しかしまた善良な者も、一方的な見方によつて苦しめる結果が、たくさん出て来やしないか、こういう危険が起ると思ふのであります。私は刑法等においてよく言われますように、罪のある者が十人罪を免れるということよりも、無実な者が一人えん罪に泣かなければならぬようなことを警戒すべきである、かような原則を承知しておりますが、やはり税法の場合においても、今までの地方の税務当局のやり方を見ておりますと、濫用の危険がある。いわゆる実質の収益がどこにあるかというのを判定する基準が、非常にめんどろくさいのでありますから、それを一方的に末端の税務当局でおやりになる

ことは、非常に危険がある。そういう意味で申し上げるわけですが、そういう危険がやはりあるのじやないか。そういう点は適当か不適当かという点をお伺いします。

○後藤政府委員 名義貸しの例は、おつしやる通り前からございましたが、その場合には、名義貸しを受けておる者が、資産があつた場合が非常に多いのであります。名義貸しを受けておる者が無資産者であつて、全然課税した場合に支払い能力がないというふうな例は、前はあまりなかつたのであります。ところがそういう名義貸しに無資産者を充てまして、實際の利益はこれを通つて別の人行くという例が、最近ある種の業種において散見されるわけでありませぬ。そういうものにはやはり実体課税をいたしまして、實際の収益の帰属するところの者に賦課して参ることが、一般のまじめな方々の企業との負担の均衡をはかるゆゑんである、こういう意味でこの規定が入つておるのであります。従つて名義貸しを受けた人が資産があれば、別にその追求をする必要はないのであります。資産がない場合がやはり問題なのであります。従つて資産がなく、しかも収益が相当あつて、その帰属が一体どこに行つておるかという場合であります。その帰属がはつきりしておる場合には、その帰属しておる者にやはり課して行くというの、負担均衡上いいのではないかと考えるのであります。従つて私はそう濫用に陥るようなことではないと考えております。

○北山委員 しかし今お話のように、名義人の収益でなくて、實際に陰の収益を受ける者があつて、それがわかつてお

るならば、一向さしつかえないしやないが、その実際に収益を受ける者に課税すれば、現行法でもさしつかえないのであつて、わざ／＼こんな規定を置く必要はないのじやないかと思ひます

○後藤政府委員 たとえば奥さんが主人公であつて、その夫の方は別な企業を営んでおるといつた場合、その場合は簡単であります。全然親族関係の何もない使用人を、企業の代表にして置いておる。事實は、その陰でもつてその主人公その他の者があつておる。そういう場合がございます。そういう場合には、従来は法律の疑義があつたわけでありまして、そういうものを直接その収益を得ておる者にかけるかどうか。今までの觀念では、ちよつとかけられぬのではないか。そういう問題があつたのであります。従つてこういう規定を設けることによりまして、その収益の帰属するところにかけることができることになるわけでありまして、そういう意味であります。

○藤田委員 数点簡單にお伺いします。まず第一点は、巨大な固定資産所在地の固定資産税の問題であります。この問題に關しましては、実は平衡交付金の問題に關連がありまして、町村としては重大な關心を持つておるのであります。従来やもすれば、徴税の面と平衡交付金の配分の面と、非常な事務が円滑に行つていないからいがある。この点に關しましては、巨大な固定資産税を有する村が、不当に利得するといふような結果になつておる。ところが、多いやに拝聴しておりますが、今後何か実際の運営上調整の方法を考えられたことがありませんかどう

か、お伺いいたします。

○後藤政府委員 大規模な固定資産が所在する市町村の問題であると思ひますが、私どもの方の平衡交付金に見積ります基準財政の収入の問題といひましては、固定資産税が一番問題がなないのでないかと思つております。税収の見積り高は、平均価格を指示しておりますので、大体それによつて見積ります。従つて一番問題のない税金と心得ておりますが、おつしやいますように、所在する町村にはあまりに大きな財源が入つて参ります。そういうことは現在では、ある一定規模以上のものは大規模固定資産といひまして、私どもの方で近隣の市町村に固定資産税を配分をいたしております。その場合に、一定の条件が必要でありますので、もちろんその条件を満たさなければならぬのであります。平衡交付金をもつていない町村にしかかけていないのであります。現行法の規定は、多少その点で配分するところの町村が、ある程度限定されておるわけでありまして、限定されないで、もう少し広い範囲の町村にわたけるような改正をいたしたい。できればこの次の改正には、そういうふうな改正をいたしたい、かように考えております。

○藤田委員 船舶に対する地方税の課税が、碇泊日数によつて分配されるといふように、たしか法令になつておるやうであります。そのために課税市町村が非常に事務の煩雜を來しておられますし、なか／＼捕提が困難な面も出ております。この点に關しましては、むしろ碇泊日数による課税以前の課税方法の方が、むしろ適當ではなからうかと思ひますが、この点を伺ひいた

します。

○後藤政府委員 船舶の配分、特に大船舶につきましては、私どもの方で碇泊日数その他を参考にしたしまして、各港に配分をしておるわけでありまして、それ以前には定額港を中心にしてわけたおつたわけでありまして、ところが、これまで一昨年度までの状況を見ますと、各市町村が船舶の税をたくさん受けたために、いろいろ／＼工作をするやうなうわさもございまして、事實そういう例も私どもは聞いておるのであります。従つて船舶関係の税の配分が必ずしも合理的ではない、かように考えまして、一応合理的な標準によつて、全国の港湾所在の市町村にわけよう。それには滞在日数と出入の回数によつて配分して行こう。これは非常にめんどやうでありますけれども、私どもの方で一船々々出入回数と碇泊日数を調査いたしまして、それに基づきまして、税額の課税標準の配分をいたしておるのであります。それによりまして、従来非常に不都合な取扱ひを受けておりましたやうな市町村では喜んでおります。が、一面従来非常に船の税をたくさんとつておりましたやうなところは、逆に減りましたものであります。いろいろ問題はあります。手続の問題もできるだけの簡素化したつもりでありますけれども、まだ検討の余地はあろうかと思つております。できるだけ検討いたしまして、もう少し簡素化できればいたしたい、かように私もは考えておる次第であります。

○藤田委員 実はこれは船ごとに相当詳細な一覧表をつくつて、課税資料を集められておるやうであります。事務の簡素化の上からも適當じやないの

じやないか。定額港にしましても、そのほかの碇泊港にいたしましても、交付金等で考慮した方が、むしろつきりするのじやないか。地方税と交付金の運用調整をうまくやれば、この徴税の煩雜化は防止できるのじやないかと思つておりますが、一応将来の研究事項としてお考え願ひたいと思ひます。

次は、シャウ博士の報告で定めた現行地方税法の功罪を測定する一つの基準になると思ひますので、税務部長の方から出ております資料にも一部ありましたが、この税法が実施されてから今日までの、具体的なパーセン

トは必要でないが、府県税、市税、町村税、この府県と市町村の三段階を、大まかでつこうであります。それから、大体徴税成績は上向きの状況にあるか、あるいは停頓しておるか、ひとつお答え願ひたいと思ひます。

○後藤政府委員 昭和二十五年、この新地方税法ができた年は、御承知の通り、法案の成立が非常に遅れましたので、徴税成績は必ずしも良好ではなかつたのであります。府県税の徴税成績はたしか七四％であつたと思ひます。それから市町村税は八一％だつたと思ひます。二十六年は両方八二％に上つて参りました。内容を見ますと、特に現年度の課税が非常に向上して参つております。二十三年、四年ころの滞納を非常にかかえておるものでありますから、全体としての率はなかなか上りにくいのであります。しかし内容に入つて見ますと、その年に賦課いたしましたもの、つまり現年度のものは、大体町村では九〇％以上になつておりますし、府県も漸次向上して参つております。二十七年年度の決算は

まだはつきり出ておりませんが、二十七年年度はさらによくなつておられるか、かように考えております。

○藤田委員 この新しい税法ができて、国税に關する法律と実施時期がかわつておりますために、いろいろ矛盾を生じておられます。地方税で減免されておつて、国税で何ら考慮されてないとか、あるいは逆の場合等もありまして国税と地方税の調整ということが現行法をそのまま維持するとしても、相当問題だらうと思ひます。この点に關しまして何か研究されておりますかどうか、お伺ひいた

と思ひます。

○後藤政府委員 国税と地方税の調整の問題であります。今度内閣に税制審議会が設けられましたので、いづれ国税、地方税全般にわたつて、いろいろ研究討議されることだらうと思つております。私どもも非常に残念に思ひます。これは、国税には非常に少いのであります。地方税には非常に非課税が多い。たとえば国税におきましては、重要物資につきましては法人税の課税免除が三箇年くらいありますが、それ以外に個々の税種につきましての非課税の規定はないのであります。ところが地方税は御承知のように、次から次へ非課税が非課税を生じます。しかもその内容が国家的な要求から、地方税を非課税にするという面が相当多いのであります。国税でもつて非課税にすべきものを逆に地方税でもつて非課税にしておるといふやうな例もございまして、地方独特のもので地方団体との關係において非課税を設けるといふことであれば、私は意味が

あると思います。しかし国全体の立場から地方税の非課税をやして行くという事は、地方税改正の問題としては、私はちよつと筋の違つたことではないか、かように考へておる次第でございます。

○藤田委員 ただいまの部長の答弁は、いろいろ非常に参考になる点が多いのでありますが、この地方税法の根本的な改正に關しましては、いろいろ政府当局の準備につきまして風評を聞いております。そこで確實なところをひとつお尋ねしたいのでありますが、来年度の二十九年度予算を審議する通常国会においては、相当根本的な改正をやられるような計画がありますかどうか、あるいは臨時国会等におきまして、一時的な過渡的な改正を計画されておりますかどうか、お伺いしておきます。

○後藤政府委員 地方税の改正につきましては、地方制度の改正と相まつて、でき得れば二十九年度から実施できるように持つて行きたい、従つて本年の通常国会に提出するようにいたしたい、かように考へて研究をいたしております。

○藤田委員 現在審議中の地方税法改正案は、非常に審議が遅れております。これは仮定のことでありますが、もしこの改正案が廃案になりますと、自治庁から出ております資料によれば、大体三十三億ぐらいの減収がそのまゝ助かるわけであります。これは仮定のことで恐縮でございますが、廃案後の措置に關しましては何か考へておられませんか、ひとつ率直にお答を願ひたいと思ひます。

○後藤政府委員 現在提出しております地方税法が廃案になるとは私ども

考へておりません。廃案になりましたら一番困りますことは、事業税及び特別所得税の基礎控除の引上げができないことでございます。この八月がちよつと事業税及び特別所得税の個人関係の納期の月になつております。従つてこれができませんと、中小企業の方々に非常に御迷惑ではないか、また府県の賦課事務にも非常に影響して参りますので、できるだけ早く御審議の上、通過を願ひたいと考へておる次第であります。

○西村(力)委員 後藤税務部長は廃案になるとは考へないと言われるが、会期もあつて一日でぎり／＼なんです。それでまだ修正案もお互いできていないというふうな状況なので、きよう修正案を整備してやつて、あす参議院に送つても、一日では質疑応答も何もやる折がありません。会期が延長にならないとすれば、これが廃案になることはもう決定的なものと考へざるを得ないのでありますが、税務部長の廃案になるとは考へないという事は、どういふことを見越しての発言ですか、御答弁願ひたい。

○後藤政府委員 言葉が非常に足りなかつたのでありますが、できるだけ成立させていたきたい、廃案というのを予想して今からいろいろ考へたくな、こゝういふ意味のことを申し上げたのであります。

○大石委員 ちよつとお聞きしたいのですが、大工左官、とび、その人たちに對して日雇いなるがゆゑに、事業税を百分の十二課してある。これを勤勞所得にせよという陳情があるのです。あなたはこゝういふふうにお考へになつておるか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○後藤政府委員 大工、左官、とび職等につきましては、事業税であります。これは請負行為をやつた場合に、その所得に對して事業税がかかるという事になつております。従つて請負事業であるか、單なる賃金労働であるかといふところが問題であるのであります。私どもはその解釈を十分実情を聞いて賦課するように、こゝういふ指導をいたしております。各府県で請負行為なりやいなやといふことにつきましていろいろ／＼疑義があつて、組合の方々と折衝しておるようであります。請負行為であれば事業税がかかりますけれども、請負行為でなければかかりません。

○大石委員 しかし哀れな勤勞無産大衆に百分の十といふ事業税がかつておるとは事実なんです。これはさつ／＼指令を發して修正してほしいのです。してくださいますか。あなたはさきう私の言うことを一言々反撥されましたから、私もあなたに對しては、さういふふうなことではこれから挑戦しますが、どうですか。あなたはさうですか、きのう私に對して一言々非常に反撥されました。遊興飲食税に對してどういふことをあなたはおしやつたか。パンパンにどうして課税をするか。脱税をするものはかつてに脱税しておる。市街を横行しておるパンパンに對して課税することはできない。さういふことはどこにあるか。あなたは何かゆゑに月給をとつておるか。私は再度これをお尋ねしたい。パンパンに課税することのできずに、赤線区域に課税し、そして哀れな彼女らが遊興飲食税を払つておる。これは私はどうしても合点が行

かない。赤線区域で營業した者は損である。しからば脱税しておる者はどうであるか。そのパンパンに對してどういふうな課税をなさるか、詳細に私は聴取したい。

○後藤政府委員 お答えいたします。大工、左官、とび職等につきましては、従来しばしば／＼通達でもつて苛酷にならないように注意をいたしておりました。○大石君「注意をしておつても机上の空論で何にもならぬじやないか」と呼ぶ。私も直接課税をやつておるわけではございませんので、課税団体の職員に對する指導をいたしております。さういふ指導を重ねて行きたいと考へております。

それからお話のパンパンの問題であります。これは昨日も申し上げましたように、私どもはパンパンに課税をしておるのではないのであります。芸者とかパンパンに課税しておるのではなくて、お客様の方に課税しておるのであります。従つてお客様に直接課税すべきものを、かつて芸者その他の方々にとつていたのだとおるのであります。それでパンパンの場合にも私は課税すべきものだと思つて、またさういふ指導をいたしております。しかし實際問題として、パンパンの場合には所在が不特定でございまして、捕捉が非常に困難で、課税の實際に漏れておるものがあるように私も伺つておるのであります。従つてできるだけの捕捉を行い、他のものとの負担の均衡をはかるようにしてもらいたいということとは、地方団体に私も申しつけておるのであります。やはり普通の芸者その他と同じように課税する方針にか

わりはございません。

○大石委員 私が再度質問するのは、しからばさうした方面に課税をなさるといふことは、あなたは公娼制度を認めですね。売春法を出さうとしておるのに、さうした方面から税金をとるといふことは、明らかに現吉田政府は、公娼制度を認めておると承知してよろしいですね。これは婦人の問題ですから、私は詳細にあなたにもう一度お尋ねしたい。税金をとるといふことは、明らかに公娼制度を認めておることである。それをあなたのお認めにならないのですか、どうなんですか。

○後藤政府委員 遊興飲食税の特別徴収義務者にお願ひいたしております。ことと、公娼制度そのものとは直接の關係はございません。私どもは公娼は認めてないと思つております。ただ徴収の便宜のある方々に、特別徴収義務者になつていただきます。お客様の納める税金を集めて、地方団体に納めてもらう仕事をやつていただいております。

○大石委員 私はそこが、きのうは非常に時間がなかつたから急いでおつたので省略しましたが、合点が行かぬのです。だれでも体のよい方法で脱税したらい。さうしたら赤線区域で營業して、遊興飲食税、事業税をとられていゝものは損が行くじやありませんか。やつぱり街頭のパンパンの方が利益がよい。パンパンにどうして手をつけないか。脱税をあえてしておるではないか。さうして公娼制度といふものは日本は認めておらぬ。しかるに税金をとるといふことは公娼制度を認めておる。ゆゑに私はこの遊興税に對して絶対反対するのです。遊興飲食税をとつておる以上は、日本の政府は公娼制

度である。

ておきたい。

○後藤政府委員 私はやはり教科書は公共的なものだと考えております。この教科書を取壊される方が現在のうちに、普通の企業と同じような企業をされておる限りにおいては、私は一般の企業と同じように税負担をするのが当然だろうと思っております。

それから事業に税金がかかっているから教科書が高い、そういうお説もあるようですが、私は全体の税金を安くするというのであれば別であります。地方団体の事業税だけを考へることによつて、私はそれほど安くなることは考へておりません。むしろ企業者の所得が多くなるだけではないか、また他の同じような出版物を扱うような方々との負担の均衡が破れて行くのではないかと考へております。非常に零細な方々ばかりでなく、相当大きな企業の方も取組業の中にはおられるのでありますから、私はもつと経営の合理化をすることによつて、国民の要求する価格の安い教科書は、現行のもとにおいてもつくれるのではないかと、こういうことを申し上げたのであります。

○大石委員 経営の合理化とは、どういふふうなことをもつて経営の合理化とおつしやいますか。それからどういふように経営の合理化をすれば、非常に安い教科書を児童に配付することができて、父兄を喜ばすことができるか、これをまず教へていただきたい。

○後藤政府委員 教科書の業者の方々に、私どもこの間も申し上げたのであります。ほんとうに教科書が国家的なものであり、ほんとうに安い教科書を一般の国民に供給される必要があると

いうことでありますれば、私は営利を目的とする現在の企業体そのものから、もつと公益的な公益法人に移つて、そして一定の歩合金をとつて、保障された企業としてやられることが必要ではないか、そこまで行かなければほんとうに値段が安くならぬのではないかと、こういうことを考へて、そういうことも申し上げております。

○大石委員 あなたは机上の空論をおつしやつておるのです。あなたの今おつしやつたようなことで、教科書が合理化されて非常に安くなる、そういうような甘い考へ方をお持ちになつたら、とんでもないことです。やはりこういうふうな新聞の広告に對しても免税しておる以上は、児童の教科書に對してはこれを免税するのが当然である。新聞といふものは公共性を帯びておる。しかし新聞があの広告料をとおして広告しておることが、何ゆゑこれが免税になつておるか、それを教へてください。

○後藤政府委員 この点も昨日申し上げたのであります。新聞はいろいろ／＼な事情から……。

○大石委員 広告また別です。あれは営業です。

○後藤政府委員 新聞業と申しますものは、広告、販売をあわせて行つておるのでございまして、新聞業といふのはずつと長い間営業時代から、かかつていないのであります。それが終戦後二十三年に事業税ができましたときに、新しく課税されることになつたのであります。その後新聞がかつて非課税でありましたために、昔の姿に返して、それが議会の修正になつて現われ

まして、昨年から非課税になつておるのであります。何ゆゑに地方税だけ新聞が非課税にならなければならぬかといふうきつにきましては、私どももよくわかりません。実は私も地方団体から説明を聞かれました。私も答へる方法がないのであります。国税は課税されて、地方税だけは非課税になつておるという実際の理論的な説明は、できないのであります。

○大石委員 そうすると全国の教科書の業者から幾らくらい事業税をとつておられますか。税額を聞かしてくださいます。

○後藤政府委員 事業税でたしかに三千二、三百万円ではなかつたと思ひます。

○大石委員 たつたそれくらいのもものは、私一人でもかわり財源を見つけてあげますよ。ひとつそのことについて懸念しようじやありませんか。

それではこの問題はこれくらいにして、私は舞鶴ですから海に關係がありまして、そこで海運に關係する固定資産税並びに事業税のことについて、ちよつと知りたいと思ひますが、これは一体どういふふうになつておりますか、教へてください。

○後藤政府委員 海運關係の事業税の方は、一般の運送業と同じように、収入金額を基礎にして課税いたしております。それから船の固定資産税は、一般の償却資産とは取扱ひを別にいたしまして、船体と機関と電気部門とそれぞれ三者にわかれまして、再取得価格を基礎にして評価いたしまして、課税いたしております。

○大石委員 それではシャープ勧告による税制の改正に伴ひまして、これは

一時停止されたのですか。この点私わからないので教へていただきたい。

○後藤政府委員 元は船につきましては、固定資産税というものは船舶税といふ名前において、一トシ何ぼといふかけ方をしておつたのです。ところがシャープ勧告の後に地方税法が改められました。一般の償却資産の中に含まれることになりまして、従つて評価の方法をトシ当り幾らということになつて、全体の評価をいたしまして、その評価を基礎にして、それに百分の一・六の税率をかけて、課税をいたすといふように改められたわけでありまして。

○大石委員 しかば固定資産税が全国の船舶業者に對して幾らかかつておりましたか。それから事業税が船舶業者に對して幾らかかつておりましたか、教へていただきたい。

○後藤政府委員 事業税の方は、はつきりした数字を私承知いたしておりませんが、ほとんどかかつておりません。非常に少額だろうと思ひます。固定資産税の方は、たしか十二、三億と思ひます。

○大石委員 それから事業税の方は何ぼです。

○後藤政府委員 海運關係の事業税は、はつきりした数字は今持つておりません。

○大石委員 それではあとで知らせてください。

○灘尾委員 税務部長にお伺いたしたのですが、今日の地方の財政の状況といひますか、あり方と申しますか、これについていろいろ批評があるといふことは、十分御承知のことと思ひます。私は、ただいまの地方の財政の状況といふものが、このままの姿で今後

続くといふことになりまして、これは地方自治といふ名があつて、その実がないと言つてもよろしいのではないかと、これはいまさら申し上げる必要もないことと、十分御承知のことと思ひます。私も実は關係いたしておりました。私も、地方制度調査会におきまして、この財政制度につきましては、再検討が加えられることになつておると思ひます。だんだんとその結論も出て来るかと思ひます。ありますが、政府といたしまして今の地方の財政、ことに地方の財源の状況につきまして、どういふふうにお考へになつておりますか。御構想があらましたら、ひとつお漏らしを願ひたいと思ひます。

○後藤政府委員 お答えいたします。府県と市町村とをわけて申し上げたいと思ひますが、府県税は、現在自主的財源のうちで、税が占むる地位が非常に低いのであります。これををもつと上げて消費的経費ぐらひはまかなえる程度に、六〇％近くの自主財源が税でもつて持ち得るような方式に持つて行く必要がありはしないか。市町村の場合には、大体五〇％から六〇％の間の市町村が相当多いのであります。これはもう少し普遍的な税種を持つて行けばいいのではないかと考へております。府県の場合も、市町村の場合も、通じましてどんな税源を持つて行きますと、非常に偏在をいたします。偏在をどういふふうにして防止する措置を講ずるかといふことは、私は地方税の最も大きな問題であり、最も困難な問題であらうと思ひます。府県と市町村に、どういふ税種を持つて行つたらいいかといふことであり

ますが、できるだけ普通の税種を多く市町村に集めて、市町村の税はあまり偏在しない税が私はいいのじやないかと考えております。たとえば現在の市町民税でありますとか、固定資産税でありますとか、そういうふうな非常に普通の税種を多く市町村には集むべきだと思います。しかし現行のものにおいては、府県税には、そういう普通の税種がないのであります。府県の場合に、普通の税種で、しかもあまり偏在のない税種を、どういふうに持つて行くか、そのままとつて行くか、選付税の方式をとるかという方式があると思います。ともかく何らかの形において、その府県の税にもう少し普通の税種を持つて行つて、税源を多くするということが必要であらうと思ひます。しかしどんなに努力いたしましても、私は偏在は必然的に出て来ると思ひますので、最後は、偏在のロスはどうしたら少くすることが出来るかという問題が、私は地方税制のかぎではないか、かように考えておるのであります。

に根本的なメスをお入れ願ひまして、そうして地方の財政が確立するような方向に持つて行かなければならぬものと考えております。幸い大臣もおいでになりましたから、地方財政あるいは地方税制の改革の方向につきまして、大臣の御所見を伺うことができれば幸いと存じます。

源を充実し、なお個々の地方団体においては特有なものを私は法定外の税目でもつて、かなり認めるように持つて行けばいいのじやないか、大体このように考えておるわけであります。

散して、そうして同じく力の地方団体をつくりたいというようなことを、自治庁の次長は言つておられますけれども、そういうことは、現在のわが国の実情では、できないこともまたわかり切つておる。そういう面からいいますならば、大臣が理想とせられる平衡交付金等調整財源を極度に小さくするなんということは、事実上行へることじやない。私は税制審議会というものが考へておる方向、それから地方制度調査会の考へておる方向が、ひよつとしたらどうもとんでもない、また例の平衡交付金の前の不完全な、まだ進歩していない時代の地方財政制度に逆転してはしないかということを、非常におそれるものであります。私の仄聞するところによりますと、政府の方では不動産の移転に對して、これを府県税の根幹にしようという考へを持つておるのかのようにも聞いておりますが、現在の固定資産税を残しておいて、その上に不動産の取得をまた地方税に加えるということこそございます。

構想をまとめつつある段階でありまして、地方制度調査会においてもおまとめになつていただいておりますし、また国の方の場合には国の税制調査会においてもむろん考へております。またそれら事務局においても考へておりますので、その段階においていろいろの案が出て来るということはやむを得ないと思ひます。そういうものがだん／＼と出て検討されて、逐次いけないうものはいけないうことだめになつて、最後に意見の一致したものが、具体的な案として出て来ると私は思ふのであります。従つて今加藤委員が御指摘になつたようないろいろなお話は、そういう意味において世間に伝えられてゐる問題ではないかと考へるわけですが、

〇灘尾委員 地方の税制についてのたゞいまの税務部長のお心持につきましては、私も、同感であります。ぜひそういう方向について考へていただきたいと思ひます。今回の地方制度調査会における地方財政制度あるいは税制制度の改革につきましても、必ずやその方向に向つて調査が進められなければならないと思ひます。政府のお気持もそこにあるとするならば、まことにけつこうであると考えらるべきであります。ただ私は今回の地方財政制度の改革というものが、単なる税率を少し上げるとか下げるとかいうようなことでなしに、ほんとう

〇灘尾委員 地方の税制についてのたゞいまの税務部長のお心持につきましては、私も、同感であります。ぜひそういう方向について考へていただきたいと思ひます。今回の地方制度調査会における地方財政制度あるいは税制制度の改革につきましても、必ずやその方向に向つて調査が進められなければならないと思ひます。政府のお気持もそこにあるとするならば、まことにけつこうであると考えらるべきであります。ただ私は今回の地方財政制度の改革というものが、単なる税率を少し上げるとか下げるとかいうようなことでなしに、ほんとう

〇加藤(精)委員 大臣にお尋ねしたいのであります。どうも新聞では税制審議会というものを非常に強く扱つておりまして、その税制審議会の案によりまして、現在地方税になつておりますところの固定資産税、入場税、遊園飲食税等は、すべてこれを国税にするという案が、相当信用のある有力な情報として伝えられておるのであります。それに対して自治庁にはお伺ひしましたら、どうも事務当局の方にはあまりタッチしてないようでございますが、汐見先生を会長として相当有力に調査を進めておつて、これは特別に整理から下命があつて、その税制審議会というものに相当重きを置くようなことに聞いておるのであります。われわれといひましては、たゞいま大臣がおつしやいますように、なるべく普通の税種目を地方団体に与えまして、それで平衡交付金を今日よりはるかに小さくするということは、理想とは思ひますけれども、たとえば私の生れた山形県のことでは、現在府県の経費の一〇％もつていふ県税では徴収し得ない。県内でもつております所得税その他の国税を、みんな地方に還元いたしまして、二十四、五パーセントにしかならない。そういう場合において、先ほど税務部長さんから少くとも六〇％くらいまでは、県税をもつて、地方経費をまかなひたいとおつしやるのですけれども、そういうことは事実不可能なことがわかり切つておるのです。それだといつて急に工場を地方分

〇灘尾委員 地方の税制についてのたゞいまの税務部長のお心持につきましては、私も、同感であります。ぜひそういう方向について考へていただきたいと思ひます。今回の地方制度調査会における地方財政制度あるいは税制制度の改革につきましても、必ずやその方向に向つて調査が進められなければならないと思ひます。政府のお気持もそこにあるとするならば、まことにけつこうであると考えらるべきであります。ただ私は今回の地方財政制度の改革というものが、単なる税率を少し上げるとか下げるとかいうようなことでなしに、ほんとう

〇灘尾委員 地方の税制についてのたゞいまの税務部長のお心持につきましては、私も、同感であります。ぜひそういう方向について考へていただきたいと思ひます。今回の地方制度調査会における地方財政制度あるいは税制制度の改革につきましても、必ずやその方向に向つて調査が進められなければならないと思ひます。政府のお気持もそこにあるとするならば、まことにけつこうであると考えらるべきであります。ただ私は今回の地方財政制度の改革というものが、単なる税率を少し上げるとか下げるとかいうようなことでなしに、ほんとう

し、あれを復活するという事は適当でないのじやないかと、私どもとしては考えております。

○加藤(補)委員 ちやうど大臣がお見えになつておりますので、大臣の新聞紙の御発表は、私は大臣の直接の御言明かどうかという事はわからないわけでありまして、それを信じているわけじやないわけでありまして、たつた一言お尋ねしたい。それは町村合併の問題につきまして、大臣はこれは二度になしにくすしに合併せよという御方針のようございましてけれども、私は非常に反対であります。これは町村の設置区域として非常に意味を持つてゐる。地方団体の設置区域としても非常に重要な意味があるのみならず、国のすべての行政につきまして、行政区画の基本ともなるものであります。これにつきまして、今回の町村合併は暫定的にやり、引續いて大地震のように大きな合併がある、そして二段で完成する、こういうことを参議院で御答弁されてゐるやに承りますが、これは非常に今度の町村合併を權威なきものにするばかりでなしに、非常な迷惑を各地方にかけるのであります。これはせつかく全国の地方団体も意気込んでゐるときですから、抜本的な町村合併をやつていただくように、それにはどうしても国家的意義の重要性にかんがみて、自治庁の中しに大きな権威のある合併審議会というやうなものを設置されまして、大臣の諮問機関とされる、そこで町村合併の基本方針を充実にせられて、平均人口がほとんど一万内外くらい町村が大多数の県もあるやうであります、そういうところは別といたしまして、全国にわたつ

て合併の基本計画を指導されまして、そしてこれを府県知事におろして、府県知事はその区域内の合併計画の案を作成いたしまして、それを各市町村に参考して送付してやる、そういうやうな綿密周到なる準備のうちに、どこまでも市町村の合意をもといたしまして、そして、そしてよき指導のもとに市町村の合意ができた、その合意を極力尊重いたしまして、大体の場合には民主的に盛り上つた意思を尊重して認めてやるといふやうな形にしまして、最終の紛擾は自治庁の長官が審議会の意見を聞いてみずからこれに當るといふやうな形で、大きな決意を持たれて、政府がこの画期的な大事業を完成せよというお気持ちでやつていただきたりばつたりある程度やらして、そして次に画期的な大合併をやるといふことでは、私の考えるところではどうも地方をまとめることになるのではない、また国家的にも非常に不得策ではないか、国家行政の遂行の上、非常に不得策ではないかと考えておるのであります、大臣の言われる第一、第二次といふことの時間的な大体的見当、それから第二次では大体的に四角の最終のべきがたの町村を希望しておられるか、人口三、四万の市にのべきがたの予想であるか、そういう点、もう町村合併は行き詰まりのところまで来ておりますので、この際大臣のお考えを聞けたら幸いだと思ひます。

○塚田(補)大臣 そのやうなことは確かに申した覚えがあるのであります、しかし私の申した気持がはたして正確に新聞に伝えられておつたかどうかは、よく承知しておらないのであります。私はこういう考え方を突はいたしておるわけでありまして、自治団体といふものが、今の日本のやうに、ことに狭い国に市町村の自治団体と府県の自治団体と二段階もある、しかも上下の關係にあるといふことは非常にむだではないか、自治団体は私は一段でたぐさんだと思つてゐる。しかし今のやうな小さい自治団体を相手にして、一段といふ考え方はとても問題にならないからして、当然自治団体が相当大きく行政力も財政力も充實して来るという前提に立つての今の考え方であり、府県の自治団体といふことを否定しておるわけですが、私は今度の町村合併といふものは、その第一の措置として今一万近くある町村を半分近くにするといふことは、非常にいい考えであるといふやうに、非常に期待を持っておるわけですが、しかしこの程度では私の考えるところの規模まではまだ行かないのではないかと、そうかと行つて今一氣にこれをやるといふことになりまして、なか／＼それは困難であり、また困難であるからこそ、今度のこの合併促進法におきましては、いろいろな恩恵を呼び水として、これができるやうにしてあるわけです。これは三年間でありまして、三年間で大体この目標通りの約半数の町村に行きたい、さらにそれから何箇年か後に、情勢などもかわりまして、また住民のものの考え方もだん／＼と、とりあえずまとまつたものが、その感情の融和がとれて一つになつて行けば、さらにそれから外に広げて行くと

いう考え方もできるようにありますから、そういう機運の熟するところを見ても、もう一段またやるところぐらいまで行つたらば、大体自治団体一段階といふ程度の規模として考えられる自治団体といふものができるのではないかと、こういう考え方をしておるわけでありまして、従つて問題は相當さきの話でありますので、今その段階にいての自治団体の規模を、どれくらいに考えておるか、たとえば人口をどれくらいに考えておるかといふやうなお尋ねに対しては、具体的にお答えはできませんけれども、大体そういう考え方でものを申したので、新聞に伝えられたと御了承願ひたいと思ひます。

○加藤(補)委員 私から考えますれば、大体機械的に現在の町村の数を半分にするという目標、これは普通事務官が立てるなら別でありまして、市町村の区画が単に古来の隣保關係といふやうなことを含んだ地方団体の設置区域として意味あるといふこと以外に、国の行政単位として非常な重要性を帯びて来ており、また交通機關の発達が、ほとんど加速度になつておる現状から見ても、二分の一にするといふものを、もう一挙にこの際四分の一にも五分の一にもなる県があつても、さしつかえないといふくらい大きなお考えでやつていただくことの方が、地方行政の伸展にも国政の伸展にもよいのではないかと。と同時に町村が交通上、社会上、経済上その府県にある市と密接に連絡ができてしまつて、共存共榮のために市の区域の方に入つた方が都合のよい場合がある。要するに大臣のお考えによつても、われ／＼地方行政の連中の考え

方によつても、弱小町村では何ともならない、それで事務の再配分その他のために、町村の規模が大体平均化することを望むのでありますから、それがたま／＼都市から遠いところとくついても、都市に近いところとくついても、町村の規模の平均化といふことにはかわりはない。現在はむしろ農村の方がよけい潜在失業人口を抱いておる。これを農村から離れるなどといつても、實際そういうことは無理です。そういうやうな点も十分にお考えいただきまして、都市に合併することと町村同士でくつくつこととの間に差別待遇をなさないで、不自然にこの町村合併といふ画期的な大事業の實際の細部の執行をゆがめないやうにしたい。これは自由党の代議士會長の田中伊三次氏よりも、地方制度調査会に意見の上申をしておる中にも書いてございまして、この点は最も實情をよく知つておられ、実務家的の御性格を有せられておる大臣に、特に私たちはお願いしたい点でございまして、その点につきまして、御答弁は必ずしもいいませんが、大臣に十分な御決断をお願いしておきたい、こう考えます。

○門司委員 せつかく大臣おいでになつたのでこの機会にお尋ねいたしましす。先ほど大臣がおいでにならないから不信任を出そうか、こういうことになつたのであります、それは別といたしまして、そういうことが考えられますのは、さきに自治庁の關係で問題になつております、大臣も御承知の政務次官の愛知さんと自治庁の政務次官の青木さんとの間に、いろ／＼な話になされた例の地方自治法二百五十条の政令の削除という事件であります。こ

これは事件といった方がよいかもしれせん。こういう問題について先ほど大蔵大臣からいろいろ伺ったのでありますが、その話の内容を繰返しますと、大蔵大臣も実際の実情はよく御存じになつていないらしい。もしそういうことがあるならば改めるということ、実は帰られたのでありますが、この際大臣に聞いておきたいことは、この二百五十条の規定は、御存じのように前の二百二十六条ないし二百二十七条の規定を一応抑制したのであつて、従つてこれを政令に譲つておるのであります。これは必ずしも恒久の条文ではないといふふうに考えられるのであります。適当な時期にはこれを廃止すべきである。これに対して大臣はどうお考えになつておるかということ、それからもう一つお話をしておきますが、二百五十条がありますために、政令の内容は、大蔵省並びに当時の内務省であります。両省の指令が出ておるときに、起債の認可を必要とするときは、五百万円以上の認可に対しては協議をするというように、これは政令に基く両者の指令みたいなものであつて、法律的にはきつめて軽く取扱われている。この軽く取扱われたものが、その法律上の取扱ひの通りになつておればよいのであるが、これが実はこの法律に定められておる二百二十六条ないし二百二十七条の権限までも侵すような形になつておる。地方自治体が起債を議決すれば、それでよいことになつておるにもかかわらず、その議決したものをさらに自治庁長官あるいは都道府県知事に申請した場合に、法律上の立場からいへば、大蔵省は単に両省の発した指令によつて協議をすればよい

という法律的根拠しかないにもかかわらず、これが末端までもいろいろくちばしを入れて来て二百二十六条、二百二十七条の自治体の権限を侵害するようになつておる。従つて、それをさせないようにする、あるいは目的を達するようにするには、お百度を踏んで両方に書類を出さなければならぬことになつておる。書類の点からいへばおそろく一つでよいと思うのだが、実際はそういうことになつておる。そういう大蔵省の行き過ぎに対して、いろいろ議論をし、さらに当局にも迷惑をかけて、そして話合ひをしておら、今日でほとんど一週間になつておら、その結果として出されたものが何らわれ／＼の意に沿うものではない。それなのに、実はここで取上げて議論しようと思つておられません。こういうものはむしろないものと考へておつた方がよいかと思ひますが、地方自治法の本旨と、さらには地方自治体の自主性を、大蔵省の出先機関が非常に大きく阻害しておるという事実に対して、自治庁長官としてどういうふうにお考えになりますか、二つの点を一応伺つておきたいと思ひます。

○塚田國務大臣 お尋ねの第一の点は、地方債をいつまでも今のうちに許可制度にしておくかどうかというお尋ねであつたかと思ひますが、私もまたたく門司委員と同じ考へ方であります。要するに財政的に金融的に非常に困難な情勢にありますので、できるだけ資金運用部資金の総額の中で、地方債その他の起債をまかなえる範囲にしたいということなのであります。ですからこの困難な事情がなくなつて、

一般にみなどこでも公募ができるということであれば、こんなめんどろなことをせずに済むようになりますし、そういうことになつておるに私も期待しております。それから、そういう困難な事情のために、現在行われているいろいろな制度が、法規的に、現実の扱いの上に、自治団体の側に非常に御迷惑をかけておるということも、私はよく承知いたしておるのではありません。私も長い間地方行政の委員その他をやつておら、この実態はよく承知しておるのであり、できるならば解決したいといふことで、先般大蔵省と、たまたま郵政省が簡易保険の金を持つておりますので郵政省、それから自治庁、三者の間で話し合ひをしたことがあるのであります。しかし、やつてみて問題の解決が意外に困難であるということ、もう一つは、今早急にこの問題を解決をいたしましておそれにかゝつて、それでどこでどうしようかといふに、貸した金がいつつばな目的に使われるという見通しと、その貸した人がその通りに使われるという判定を十分責任をもつてやる機構が、十分整つておらないといふことを考へましてかたがたそう一挙にこの問題の解決はむずかしいのではないかと、当面ごく微温的な解決をいたしまして、とりあえず、三者会談というもので三省の間に話し合ひをしたことがあります。しかしそれで十分なものではないと私も考へましたから、なお今後話し合ひをするということになつておつたわけでありまして、ところが先般この委員会におきまして、あの政令の改正の御意見が出たのを機会に今また両当事者の間で話し合ひをして、いくらかそれで

も前進をしたようなものができたかに話を聞いておつたのでありますが、ただいまの門司委員のお話によれば、あんなものはあつてもなくても同じだといふことではあります。私もいづれか前進した程度のものであると考へておるだけで、それで満足したのではないのであります。それから本来のもの考へ方からすれば、門司委員のお考えの通りでありまして、考へ方は門司委員のお考えのようにまとめて行くのが、筋であるとも考へております。ただそういうような根本的な問題は、私はむしろ地方行政、それから国の行政全般の機構改革をいたしますときに、やはり一緒に考へて、こちらから仕事をはずしてしまつたから、かわつてここで仕事をやるのだといふはつきりした見通しをつけた上で解決しないと、国務の波瀾が起るのではないかと、そういうふうにお考えしたので、問題を将来の問題、将来と申しまして、もう遠い将来ではありませんが、機構改革の機会に一緒に考へるべき問題として実は残しておるのであります。そういう意味において今後一層御期待の趣旨に沿うように努力いたしたいと考へております。

○門司委員 私は今の自治庁の主管大臣としてにはなほだ奇怪な答弁を聞くのであります。これはなほ行政の整理を行う一つのお役目をお持ちになつておられます。大臣としては一応そういうことが考へられるかもしれない。しかし一つはそればかりではない。考へ方になるかということも、むしろ考へ／＼は考へておるのであります。考へておるのであります。責任の所在は法律の本旨からいって、責任の所在はあ

まかい起債の内容にまで至つて、これをさしずするということになると、私は明らかに自治権の侵害であると思ふ。この自治法の建前が、そういう建前で法律ができておられるものを、大蔵省の出先官憲が自治の精神を蹂躪して、そうして自治法に非常な大きな侮辱、という言葉をかどうかわかりませんが、自治法を侮辱するような態度に出られるということは、自治庁の大臣として現行自治法を守らうとするならば、今のような大臣の言葉を聞くことはなほ心外である。なるほど行政整理を行います場合に、できるだけもの考え方として、これを唱えればいいという考え方一つではございましょうが、それは行政整理庁長官としてのものの考え方とは私は思ふ。自治庁長官のものの考え方としては、これまで大蔵省の出先官憲には、地方の自治体の権限を蹂躪するような、あるいは自主性をこわすような行き方をしておるものに対しては、もう少しはつきりした態度があるべきだと思ふ。私はその点について重ねてそれらに對し、自治庁長官は一体いつまでにそういうことをはつきりさせるお考えがあるのか、私が今申し述べましたことが当らないというふうなお考えでいらっしゃるのかどうか、その辺の意見をはつきり聞いておきたいと思ひます。

○塚田國務大臣 たいだいま門司委員の御指摘になりましたあり方というものは、あの二百五十条の適用がなくなつた場合に、まさにそうあるべきだし、またそうするつもりでおつたのであります。しかし現在こういうふうな憂鬱的な事情でもつて、わくで押えているときは、各自治団体の議会が監督をし

て見ておる。つまり自治団体側からだけのものの判断で、起債の是非は判断できないのであつて、もうひとつ国の全体の立場からの判断というものが必要になつて来る。それをわれわれ自治庁として来る。大蔵省の出先機関においてやるかという点になつて、そこに若干問題があると思ひます。そしてまた現実には大蔵省がそれをやります場合に、その本来の趣旨を逸脱してやつておるといふ点も、私はないとは一概に否定できないのでありますけれども、しかし考え方としてはそういう仕事をやるものを今の段階では、どこかに置かなくちゃならない。従つて、そういう今日の状態を前提に置くと、やはり機構改革のときに、今の大蔵省の出先機関のやつておる仕事を、どこかでやるという見通しがついたときに解決する方が一番堅実な解決策ではないかと、こういうふうに考えておるわけでありませう。

○門司委員 まず／＼もつておかしと思ふのですが、一体自治庁長官は現状を御存じにならないのじやないですか。あなたはほんとうに地方の自治体の現状を御存じになつておれば、そうした意見は出ないはずだと思ふ。どこかでやらなければならぬ一つの仕事になつておられます。その仕事が現実非常にに行き過ぎておるといふことである。この行き過ぎておるといふことを、ひとつためようといふことであります。それからもう一つ起債の問題については、さつきも話しましたけれども、また長官もよく御承知のように長官自身の責任であります。法律上はあくまでも自治庁長官の責任になつておる。にもかかわらずその責任のある自治庁長

官が、あるいは府県知事がこれを認可しようとしても、法律上は大蔵大臣に何ら責任はございませぬけれども、実際はただ大蔵省が金を貸しておるといふ建前から、常識的のものの考え方だけ大蔵省の役人が、自治庁の長官あるいは府県知事が認可してもよろしいと考へたものに、とかく言つてこれを阻害する危険性がある。責任のない者が責任のある者の上を越すということ、これは、明らかな越権行為である。こういうことがしばしば行われるから、地方の自治体は困つておるのです。それと同じにそういう事態であるから、実際はいろいろな事務の処理の上においても、二重に手続をしなければならぬやうになつておる。法律的にこの問題をすなおに考へれば、何も手続が二重にいらぬわけでありませう。許可の権利を持つておるところだけにせよといふのである。あとは合議をしようといふ協議をしようといふ、県庁なり自治庁で相談すればいいのであつて、何も両方に申請をする必要もなければ、両方に陳情をする必要もないのであります。それが現実には両方に陳情しなければならぬ。大蔵省はわしの方から呼びつけた覚えはない、陳情に来るから話を聞いただけだといふやうなばかなことを言つておられます。そこで自治庁長官が腹をおきめになるなら聞いておきたいことは、地方自治庁は起債の認可の際には、大蔵省の出先機関である大蔵省の財務局に対しては、許可の申請の書類を出す必要もない、陳情をする必要もないといふやうに、ここではつきり御答弁が願えればけっこうだと思ひますが、どうでしようか。

○塚田國務大臣 繰返して申し上げます

すが、私もこの問題は地方の実情を十分よく承知しておるつもりであります。承知しておりますからこそ、先般来何とか問題を漸進的にでも解決したいと努力したたであります。実際は解決ができたか。しかし将来の行き方としては、御指摘の通りであるのが一番正しいのだと思ふ。今私は大蔵省の出先機関がやる程度の仕事としては、自治団体側が自治団体の立場において起債をしたいといふときに、それを国の限りある資金を効率的に使うという考へ方から、どの地方の自治団体のどういう仕事に向つて、どのくらいの額を許すかという仕事についての判断は、これはしてもらつていいんじゃないか。もちろんそれを大蔵省の出先機関にやるか、自治庁自身がやるかという問題は別に残つておるわけでありませうが、そうかといつて、今は自治庁に急速に責任をもつてやる一つの機構的な備へはないと思つておられます。そういうような意味におきまして、その整理がつくまでの間大蔵省がやつてくれるならば、行き過ぎといふことはもちろん押えなければならぬが、一応やつてもらつていていいんじゃないか。結局問題の解決は、機構改革のときに持つて行きたい、こういうふうに考へておるわけでありませう。

○門司委員 自治庁の大臣がそういうお考えだから、こういう書類が出て来るのであります。この書類を眺んでごらん下さい。何と書いてある。問題の核心にはちつとも触れておられない。起債のわくが、なるほど現在の段階では、国家財政規模の關係から、ここに書いてありますやうに、大蔵大臣と自治庁長官との間に合議されることは、

私は当然だと思ひます。いいとか悪いとかいふことは別といたしまして、そのことはわれわれはよくわかつておる。そこをわれわれは文句を言つておるのではない。現在でもこれはここに書いてありますやうに、合議されて起債の総額はきまつておりました。そうして自治庁としてはこの府県にはどれくらいだといふわくが大体きまつておりました。そのきまつておるわくの範囲内において申請をして許可をするのであるから、最も実情に即して、市町村の起債に對しては都道府県知事がこれを行う、五大市並びに府県の起債については、自治庁長官がこれを許可するといふやうに、現在の法律はそういうことを十分考へて出されておる。従つて私どもの聞いておるものは、すでに定められたわくの範囲内において申請をしておるものに対して、大蔵省がとやこう言うのであつて、私は決して總括を大蔵大臣と話合ふことを、どうこう言うのではありませぬ。もし自治庁の長官は、これは大蔵省にまかした方がいゝのだつたら、はつきりそうしなさい。そのかわりに自治庁の立場もなくなりませう。地方自治体は一体どうなるか、財政的にきわめて重要なこういう問題が、今の自治庁の長官の答弁のやうに大蔵省にまかせるといふことがよくあれば、自治庁はやめた方がよろしい。財政の完全な見通しがつかない、財政の問題について自治庁長官が自分の考へを行へないといふ行政組織にするならば、自治庁はやめて大蔵省一本にしてしまへばいい。そういうことを自治庁の長官の口から聞くといふことはきわめて心外である。私は自治庁の長官と

しては、どこまでもやはり自治体の自主性というものを守つてもらつて、そうしてすでにあなたの方で、十分協議されて割当がきまつておるはずである。そのわくの範囲において定める起債については、大蔵省の役人よりも――それを行政監督官とは申し上げませんが、少くとも今日の段階においては、一応総合的の行政を行い、さらに広域行政の建前をとつておられます。あるいは一つの総合体の長として長官がおります以上は、その一番事情のわかつた、しかも複合体の自治体とは申しまして、今日の自治体であることに

は間違いのないのでありまして、この責任者である知事が、これを認可し、これを操作することは正しい行き方である。従つて現行法では責任の所在をちゃんと明らかにしておる。その責任の範囲を超えた出方を大蔵省の役人がするのではありませんから、私はけしからぬと言つておるのである。その点は大臣はよく御存じだというのが、私は御存じないと思う。御存じであるならば、そういう答弁はできないと思う。私はこの際はつきり聞いておきますが、大臣の腹は行政整理を行うと言いますが、その時期は一体いつごろであるか、そうしてこれをどういうふうな処理されるか、大蔵省にこれを委譲されるような御意思があるならば、これはほとんどもないことであるが、そういう御意思があるかないか。

○塚田国務大臣 繰返して申し上げますが、その考え方は門司委員の御指摘の通り私も同感であります。そのようにしなければなりません。大蔵省の現在やつておりますやり方は法的にも問題がありますし、現実的には権限

を超えてよいことをしておるといふことも認められます。しかしそのやつておる仕事の中で、全部が全部私にむだな仕事だとは実は考えておらないのであります。その程度の仕事でないのであります。その程度に仕事をしておやつてもならなければならぬ仕事があるんじゃないかと考えますので、やはり今の段階では今のままでやつて行つて、行き過ぎておる点は大いに是正して行かなければなりません。根本的の解決はどうするかということであらば、さつき申し上げたように機構改革のときにしたい。機構改革は来年の予算に間に合うように、九月ごろに予定いたしておりますので、今想を練つておる。しかし長い将来でもありません。今いたすに無用な争ひをし

て、当面問題になつてゐる問題の解決を遅滞してしまつと、一層地方団体の御迷惑になるんじゃないか、こういうような考え方、微温的な解決策でありますけれども、当面そういうような措置をとつて参りたい、こういうふうな考えであります。

○中井(徳)委員 大臣に、先ほどからの御答弁に関連しまして一、二お尋ねいたしたいと思ひます。離尾委員の御質問に對しまして、平衡交付金をなるべく少くして、そうして地方財源をたくさん与えたい、まことにけつこうであります。しかしながらその中に普遍性のある財源を上げるのは、なか／＼困難であるという御意見でありましたが、酒の税金、それからタバコの専売益金、こういうようなものは、私は相当普遍性のある税金だと思ひます。その意味においてそういうものについてどういふお考えであるか。

○塚田国務大臣 これは御指摘の通り、普遍性のあるものを採つことは非常に困難だということでも、そういうものがやや普遍性のあるものとして、一つの考え方として十分検討の価値はあるものと思つて、われ／＼も検討いたしております。しかしまだそれに對して確定的な結論を出す段階までは参つておりません。

○中井(徳)委員 やや普遍性ということでありまして、これは私はきわめて普遍的なものであると思つておられます。酒の税金だと千億を突破いたしております。専売益金もおそらく千億を突破する。両方で二千億近くなつておる。これは還付税にするかあるいは配付税の形にするか、いずれにいたしましても、これをひとつせひ地元住民とひもつきにやつていただきたい。地方財政ことに県の財政におきましては、きわめて不安定なる入場税とか遊興飲食税とか、そういうようなものでもつて財源をまかなへないというのは、初めから乱暴きわる話だと思つておられます。そうして国が最もとりやすい税金を、簡単にすつととるというのが現実の姿であります。この点については自治庁の長官として、今度機構の改革をなさるとおつしやつておられますけれども、私もさつき伺ひまして、たとえば将来は府県の廃止に向うべきである、賛成である。ぜひ勇氣をもつてそういう問題については、断然やつてもらいたいということを希望いたしておきます。

それからだいま問題になりました起債の認可の問題、これは少し問題を大臣自身もごんがらしておると思つたのであります。大蔵省の起債のわくの問題は純経済的な問題であるが、自治体におきましては、それと同時に認可の問題が非常に大きな問題で、大體今の自治庁としてはどちらに重点を置いて考へておられるか、お伺ひいたします。とにかく法令に認可を要するといふことがあります。こういうものをはずしたら起債のわくが非常に大きくなるとかならぬとか、かつてにおつしやつておるうちに私も思つておる。もう少し自治体の内容を判断していただきたいという意味なんでありまして、皆さんはすぐこの問題を逃げられるのに、わくの問題もありまして、市町村の予算に對する認可を県がやる、あるいは県の起債に對する認可を自治庁がやるということ、それからわくが大きいとか小さいとかいふことは、本質的には私は別の問題であると思ひます。どうして今のような状態で、認可をまだ残しておるのかということをお尋ねしたいのであります。

○塚田国務大臣 これは先ほど門司委員のお尋ねのときに、考え方の端々こだけは申し上げたと思ひますが、それは御指摘のように、地方が起債を希望いたしますときには、それだけの需要があつてするのであり、同時に将来の償還計画もおのずから立ててやつておると思ひますから、その面だけを考へて見れば、認可というものは、御意見の通りであります。ただし、地方がそういうぐあひに起債計画を出されても、今のようないつては、たしてそれがそれ／＼の弱い自治団体の手でもつて、金にかえられるかどうかといふことになると、かえられない。起債計画をすると同時に、この資金の裏づけを預金部資金でやつてくれといふお考

えであるからそうなる、預金部資金の總額の制限があるから、どうしてもその面で規制をして行かなければならないといふことになつて、認可が残つておるのであつて、こういう制限がなくなつてしまへば、地方がほんとうに起債の許可さえしてもらへば、われ／＼の方で公算できるといふことであらば、どん／＼今までもつと自由にしていいわけでありまして、また今の現状の状態でも、地方の起債のわくについて、公算の場合にはかなり自由に許すようにだん／＼なつて参つております。

○中井(徳)委員 お考へのはどはわかりますが、実は全国の自治体が一番困つておるの、あなたの考へておられることではないのであります。金がない、金がないと言ひますが、それは中央に行つて言う口上なのであります。ほんとどう困つておるの、認可の問題であると思つておられます。これがまず第一段階であります。大蔵省に参りまして、五百万円や千万円の問題でけられたならば、掃りまして地方銀行に言ひます。あるいは問題によつては、住民に重税を課するか、十年貸してくれ、二十年貸してくれといふことでやる。貧弱な村はやれないと思はれるのは認識不足だと思ふ。しかし認可がいりま

すから、認可をもらわなければならぬといふので、来る。そして道にもらい得たといふ思想が、全国に瀰漫しておることを、あなたは御存じであるか。府県や市町村の長は皆さん人事権はあります。あの人たちは立候補のときは何と言つて演説してゐますか。おれが當選したら、中央とつながりがあ

るから、起債でも何でも楽にできる、
こう言つておる。五百万円の起債をと
るためには、百万円や二百万円使つて
もいいと公言しておる。あなたは日本
の経済的な自立のために、資金を効率
的に運用すると言うが、現状において
は逆に非効率的になつておる。この起
債を獲得するために、全国の市町村は
どれほどむだ使いをしておるか。杜用
族に対抗するものとして公用族とい
う言葉がある。この大半はこの問題に
かかつておる。そういう面を皆さんは真剣
に見通していただきたいと思ひます。
もし町村において起債ができないとい
う村であるならば、仕事をやめたら
よろしい。それくらいはつきりした線
を出さない。このことのために、実
力があるのにできない町や村は幾らで
もあります。起債の許可がないので、
借入金をしてすでにもう五年になり、
六年になるというふうな町や村は、全
国にたくさんあります。県でもそうで
あります。こういうことでありますた
めに、県会あるいは市会あたりの監督
も非常にルーズになり、どうぞ頼む、
知事東京へ行つて金をとつてくれ、何
ぼでもとり得たというのが、県会議
員、市町村会議員の考え方ではありま
せんか。どこがとつたから、今度はお
れたちもとうとうということでありま
す。それだけではありません。全国の
実際の話が、農業関係のものでも、あ
るいは厚生関係のものでも、ことに建
設省の事業においても、もらい得であ
る。人事権をお持ちにならぬ皆さん
が、幾ら監督を厳重にしてもだめで
す。だから主権在民に基いて、すなお
に地方自治を一応やらしてごらんなさ
い。私は一歩譲つて、皆さんにあるい

は事後の審査を許してもいいと思ひま
す。しかし事前に認可を与え、事前に
競争させて、それによつて補助金を与
えるというふうな制度は、これは改め
なければならぬと思う。市町村の生命
は、機構がかりましても、悠久であ
ります。一年や二年でどうこうするわ
けではありませんから、政府がそれほ
ど心配ならば、事後に審査をしなさ
い。一年一回くらい審査をしない。そし
て監督をお出しになることはけつこう
であります。しかしまず第一に認可で
しよう。その次に、大蔵省の預金部
の利子と地方銀行の利子とどれほど違
いますか。あるいはまた一般住民から
しますと、これは学校を建てる資金で
あるから、三年間は無利子でがまんし
てくれということは、幾らでも通り得
る。大都市ではできません。あなた方
に言わすと、すぐ群小の町村が困ると
おつしやるであります。群小の町
村はさような方法は幾らでもあると思
うのであります。ただ全国の一万余百
に及ぶ小さな町や村まで、自治庁が一
々聞くことはできない。ことに最近の
話では、昔の内務省にかわるものは大
蔵省であると言つております。はなは
だどうも塚田さんには申訳ないのであ
りますか……

おるときえ私は考えておる。公用族が
どうしてできたか。その辺もひとつ御
見解を聞かしていただきたい。
○塚田田務大臣 資金の裏づけのない
起債のわくであるならば、最近はその
いう傾向になつておりますし、また今
後もだん／＼と自由に認可のいらない
ように努力したいと思ひます。しか
し資金の裏づけのあるものを必要と
するならば、やはり一応やむを得ない
のです。またどういふぐあいにもら
得という考え方が出て参るのか知りま
せんが、たとえ資金運用部の金であつ
ても、借りたものは借りたものであり
ますから、将来当該市町村がお返しに
ならないければならぬ。もらい得とい
うことはないのじやないかと思ひます。
○中井(徳)委員 もらい得というのは
言い過ぎかもしれないと思ひます。全
国の市町村長や知事がすぐれた人ばかり
ならぬのであります。しかし当局者
の任期は四年であります。そういうこ
とを考えていただかなければいかぬの
じやないか。従つて現在出されてお
ります調書をあらにになるとわかる。大
体山をかけておる。大抵の市町村は二
倍、三倍と山をかけております。これ
はつきりした事実であります。そう
いうことを私は隠してものを言う必要
はない。なぜ山をかけて来たかという
ことについて考えてもらいたい。半分
でよろしいかと言つたら、ありがたう
ございませうと言つて、帰つて行く。そ
んなことは理論的にもむちやくちやな
話であります。
○加藤(精)委員 議事進行に關して申
し上げます。もう時間もおそくなりま
したから、この程度で質疑を打ちつて
終了したいと思ひます。

○中井委員長 それでは質疑の終了に
御異議はございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり」
○中井委員長 御異議なしと認めま
す。よつて地方税法に關しましては、
この程度で質疑を終了いたしました。
○中井委員長 この際皆さんにお諮り
をいたしたいことがございます。すな
わち本委員会に付託の請願審査のた
め、小委員会を設置したいと存じ
ます。御異議ありませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり」
○中井委員長 御異議なしと認めま
す。よつてさうに決定をいたしま
す。つきましては、その小委員及び小
委員長を選任したいと思ひます
が、これは投票の手續を省略して委員
長より指名するに御異議はありません
か。
「異議なし」と呼ぶ者あり」
○中井委員長 御異議なしと認めま
す。よつてさうに決定をいたしま
す。これより指名をいたします。小委
員に
吉田 重延君 佐藤 親弘君
床次 徳二君 藤田 義光君
西村 力弥君 北山 愛郎君
大石 ヨシエ君 伊瀬幸太郎君
松永 東君
小委員長には西村力弥君を指名いたし
ます。
○中井委員長 なおこの際理事、小委
員及び小委員長の補欠選任についてお
諮りをいたします。すなわち委員の異
動に伴い、理事、小委員及び小委員長
にそれ／＼欠員を生じておりますの
で、その補欠選任を行いたいと思ひま
すが、これは投票の手續を省略して、

委員長より指名するに御異議はありま
せんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり」
○中井委員長 御異議なしと認め、委
員長より指名いたします。理事に加藤
精三君を、町村合併に關する小委員に
加藤精三君を、地方財政再建整備に關
する小委員に
加藤 精三君 藤田 義光君
横路 節雄君 伊瀬幸太郎君
町村合併促進に關する小委員長に加藤
精三君をそれ／＼指名いたします。
これをもつて本委員会は休憩をいた
します。
午後二時二分休憩
〔休憩後は開會に至らなかつた〕